

定期報告書

年 月 日

北海道知事 殿

農場住所

農場名

電話番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

- 別添「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。※
※ 同意する場合、に✓してください。

1. 基本情報

(1) 家畜の所有者等について	
① 家畜の所有者	
氏名又は名称	
住 所	郵便番号 —
連絡先	電話番号 : 緊急連絡先 : ファクシミリ番号 : ※ 農林水産省から伝染病発生状況等の情報を直接メールで受領 <input type="checkbox"/> 希望する → メールアドレス : <input type="checkbox"/> 希望しない
② 管理者	
※ 家畜の所有者に代わり、家畜を直接管理している者（農場長や従業員等）がいる場合、該当する者の情報を記載すること。	
氏 名	
住 所	郵便番号 —
連絡先	電話番号 : 緊急連絡先 : ファクシミリ番号 : ※ 農林水産省から伝染病発生状況等の情報を直接メールで受領 <input type="checkbox"/> 希望する → メールアドレス : <input type="checkbox"/> 希望しない
※定期報告書の添付書類（飼養衛生管理マニュアル等）について昨年との変更の有無	
<input type="checkbox"/> なし → 飼養衛生管理基準の遵守に係る自己点検結果（チェック表）を添付	
<input type="checkbox"/> あり → 修正した添付書類と飼養衛生管理基準の遵守に係る自己点検結果（チェック表）を添付	

② 飼養衛生管理者について							
※ 家畜伝染病予防法第12条の3の2に基づき選任した飼養衛生管理者について記載すること。							
<input type="checkbox"/> 家畜の所有者又は管理者が、飼養衛生管理者となる → 前項のとおりのため③のみ記載							
<input type="checkbox"/> 飼養衛生管理者は、家畜の所有者又は管理者とは異なる者を選任 → ①～③を記載							
<input type="checkbox"/> 飼養衛生管理者が複数名となる場合 (衛生管理区域が複数ある、又は大規模所有者の場合) → ③に飼養する全ての家畜の合計数を記載し、複数名の飼養衛生管理者に係る情報を別紙に記載							
① 飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の名称等							
名称							
住所	郵便番号	-					
② 飼養衛生管理者							
氏名							
住所	郵便番号	-					
連絡先	電話番号	:					
	緊急連絡先	:					
	ファクシミリ番号	:					
	※農林水産省が発出する伝染病発生状況等の情報をメールで直接受け取ることを希望						
	<input type="checkbox"/> 希望する → メールアドレス:						
	<input type="checkbox"/> 希望しない						
③ 家畜の種類及び頭羽数について							
家畜の種類 及び頭羽数	乳用牛	種雄牛	繁殖雌牛 満24カ月齢以上	育成牛 満4カ月以上 24カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	肥育後期の牛 満24カ月齢以上	肥育前期の牛 満9カ月以上 24カ月齢未満	育成牛 満4カ月以上 9カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	肥育後期の牛 満17カ月齢以上	肥育前期の牛 満7カ月以上 17カ月齢未満	育成牛 満4カ月以上 7カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用牛	種雄牛	繁殖雌牛 満24カ月齢以上	育成牛 満4カ月以上 24カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満		
		頭	頭	頭	頭		
	豚	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚			子豚 離乳後 満3カ月齢未満	
			雄豚 満12カ月齢以上	母豚 満12カ月齢以上	育成豚 満3カ月以上 12カ月齢未満		頭
	頭	頭	頭	頭	頭		
家きん	採卵鶏		肉用鶏	あひる	うずら	きじ	
	成鶏 満150日齢以上	育成鶏 満150日齢未満					羽
馬	軽種馬	重種馬	その他	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥	
	頭	頭	頭	羽	羽	羽	
その他 家畜	めん羊	山羊	水牛	鹿	いのしし	(種類)	
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
畜舎等の数	畜舎	舎	ふ卵舎	舎			

記載上の注意

- 本報告書は、農場ごとに、以下のいずれかの者が作成、提出すること。
 - 家畜の所有者
 - 管理者（家畜の所有者に代わり家畜を直接管理している者（農場長等））
 - 家畜伝染病予防法第12条の3の2により選任した飼養衛生管理者
- 衛生管理区域が複数ある場合、定期報告書の家畜や家きんの飼養頭羽数は、全ての衛生管理区域の合計数を記載し、衛生管理区域のごとの「飼養衛生管理者情報」、「家畜の飼養頭数等」は別紙（自由様式）に整理し添付すること。
- 下表に示す頭羽数以上の家畜や家きんを飼養する「大規模所有者」は、飼養衛生管理基準に基づき、原則、一つの畜舎に1名の飼養衛生管理者を選任すること。
 なお、やむを得ず1名が複数の畜舎の飼養衛生管理者となる場合は、管理する畜舎で飼養されている家畜や家きんの合計頭羽数を下表に示す範囲内に収まるよう選任すること。
 また、選任した飼養衛生管理者1名ごとに「飼養衛生管理者情報」を別紙（自由様式）に添付すること。

家畜種	月齢	大規模所有者となる飼養頭羽数	1名が複数の畜舎の飼養衛生管理者となる場合の頭羽数の範囲
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛（育成・肥育を除く）	満24月以上	200頭以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛（育成・肥育）	満4月～24月未満	3,000頭以上	3,000頭まで
乳用種の雄牛・交雑種（育成・肥育を除く）	満17月以上	200頭以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種（育成・肥育）	満4月～17月未満	3,000頭以上	3,000頭まで
豚、いのしし	—	3,000頭以上	3,000頭まで
豚、いのしし（肥育）	満10月未満	3,000頭以上	1万頭まで
鶏、うずら	—	10万羽以上	10万羽まで
あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	—	1万羽以上	1万羽まで
めん羊、山羊、鹿	—	3,000頭以上	3,000頭まで

※ あひるにはマガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ及びを含む、うずらにはヨーロッパウズラを含む、きじにはヤマドリを含む、並びにだちょうにはエミューを含む

- 報告期日について
 - 報告事項は、その年の2月1日時点の状況について報告すること。
 - 報告書の提出期限は、その年の4月15日。
- 家畜の飼養頭羽数について、頭数を確認する直前に家畜の出荷や移動したことによって飼養頭羽数が通常よりも極端に少なくなる場合は、当該出荷又は移動を行った前の時点とすること。
- 「家畜の種類及び頭羽数」の「馬」については、主たる目的で使用している種類を記載し、その他の種類（ポニー種、道産子種等）を飼養している場合は、その種類を括弧内に記入の上、頭数を記入すること。
- 「家畜の種類及び頭羽数」の「家きん」については、主たる目的で使用している種類を記載し、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している場合は、その種類を括弧内に記入の上、羽数を記入すること。
- 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他家畜」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数を記入すること。
- 定期報告書には、家畜の所有者等が自ら飼養衛生管理基準の遵守状況を確認したチェック表（自己点検結果）を添付すること。自己点検の実施については、飼養する家畜の種類ごとに対応する様式を用いること。ただし、次に示す家畜の所有者は、当該チェック表の提出は不要である。
 - 牛・水牛・馬の飼養頭数が1頭の場合
 - 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの飼養頭数が6頭未満
 - 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の飼養羽数が100羽未満
 - だちょうの飼養羽数が10羽未満
- 報告いただいた家畜の所有者、管理者、飼養衛生管理者の氏名や連絡先等については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
 また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者等に関する情報について報告を求められた場合は、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容について同意する場合は「定期報告書」のチェックボックスにチェックを入れてください。

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告に係る 個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、家伝法第12条の4第1項の規定に基づき報告された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、また、農林水産省へ第三者提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内において家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等を含む。）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等をいう。以下同じ。）に利用します。

農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務のために利用します。

飼養衛生管理者について

様式1別紙

※ 家畜伝染病予防法第12条の3の2に基づき選任した飼養衛生管理者について記載すること

① 飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の名称等

名称	
住所	郵便番号 ー

② 飼養衛生管理者

氏名	
住所	郵便番号 ー
連絡先	電話番号 : 緊急連絡先 : ファクシミリ番号 : ※農林水産省が発出する伝染病発生状況等の情報をメールで直接受け取ることを希望 <input type="checkbox"/> 希望する → メールアドレス : <input type="checkbox"/> 希望しない

③ 家畜の種類及び頭羽数について

家畜の種類 及び頭羽数	乳用牛	種雄牛	繁殖雌牛 満24カ月齢以上	育成牛 満4カ月以上 24カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	肥育後期の牛 満24カ月齢以上	肥育前期の牛 満9カ月以上 24カ月齢未満	育成牛 満4カ月以上 9カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	肥育後期の牛 満17カ月齢以上	肥育前期の牛 満7カ月以上 17カ月齢未満	育成牛 満4カ月以上 7カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用牛	種雄牛	繁殖雌牛 満24カ月齢以上	育成牛 満4カ月以上 24カ月齢未満	子牛 満4カ月齢未満	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚			子豚 離乳後 満3カ月齢未満
			雄豚 満12カ月齢以上	母豚 満12カ月齢以上	育成豚 満3カ月以上 12カ月齢未満	
	家さん	採卵鶏		肉用鶏	種類 ()	種類 ()
		成鶏 満150日齢以上	育成鶏 満150日齢未満			
馬	軽種馬	重種馬	種類 ()	種類 ()	種類 ()	
	頭	頭	頭	頭	頭	
その他 家畜	種類 ()	種類 ()	種類 ()	種類 ()	種類 ()	
	頭	頭	頭	頭	頭	
畜舎等の数	畜舎	舎	ふ卵舎	舎		

様式1別紙

大規模所有者における畜舎毎の飼養衛生管理者について

1 農場名

2 農場住所

3 電話番号

4 畜舎毎の飼養衛生管理者

飼養衛生管理者名	畜舎名等 ※1	月齢区分 ※2	飼養頭羽数

※1 農場での畜舎名、畜舎番号等を記載ください。

※2 飼養家畜の月齢区分；記載上の注意の3を参照してください